



厚生労働省
広島労働局発表
令和3年9月1日

広島労働局労働基準部賃金室
室長 狭間英樹
賃金指導官 坂本典枝
(電話) 082 (221) 9244

広島県最低賃金が**899円**（時間額）に

～ 令和3年10月1日発効 ～

広島労働局長（阿部 充^{あべ みつる}）は、広島県最低賃金を時間額899円に改正することを決定し、本日、官報に公示しました。

これは、公益、労働者及び使用者を代表する委員で構成された広島地方最低賃金審議会の答申を受けて決定したものです。

この決定により、最低賃金は28円引き上げられ、令和3年10月1日から広島県内の労働者約116万人に適用されることとなります。

また、広島労働局では、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援するための助成金（業務改善助成金）の申請を受け付けています。

助成金については、『広島働き方改革推進支援センター』（Tel0120-610-494）までお気軽にお問い合わせください。（別紙参照）

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間額	818円	844円	871円	改正なし	899円
引上げ額	25円	26円	27円		28円
引上げ率	3.15%	3.18%	3.20%		3.21%